

ヨーゼフ 2 世の政策とガリツィア・ユダヤ人社会

小金澤 葵

はじめに

1. ガリツィアのユダヤ人社会
2. ヨーゼフ 2 世期のガリツィア・ユダヤ人政策
3. 1790 年以後の変化

おわりに

はじめに

1772 年、第一次ポーランド分割によって、ガリツィアはハプスブルク帝国に併合された。強力な王権のないポーランド王国から、この時期にハプスブルク帝国へ編入されたガリツィアは、東欧一帯に広がるユダヤ人世界と近代的な国家の交差点に位置している。ガリツィア州は、ポーランド時代のルーシ県、ベウツ県およびサンドミェシュ県とクラクフ県のヴィスワ右岸の地域から成り、総人口は 235 万 2779 人、そのうちユダヤ人人口は 13 万 9749 人だった¹。ユダヤ人の人口割合が高く、社会構造の異なるガリツィアをどのように統治するかは、改革を進めるハプスブルク帝国の君主ヨーゼフ 2 世の課題となる。

従来のガリツィア研究には以下の 3 点の問題がある。第一に、ガリツィアにおいて、ポーランド人・ユダヤ人・ウクライナ人の対立が自明とされている点である。ガリツィア研究はこれまで長く、19 世紀ナショナリズム運動の枠内で行われてきた。ガリツィアにおけるナショナリズムの特徴には、ウクライナ人がポーランド人やユダヤ人に対してウクライナ人という集団を創出していくという側面と同時に、その社会構造の特質から、農民が圧倒的多数を占めるウクライナ人の、ポーランド人貴族領主とユダヤ人による搾取への闘争という側面がある。この観点からするとむしろ、ポーランド人とユダヤ人は二重の意味で、ウクライナ人と対立せざるをえない存在である。ガリツィア研究において、この対立の構図は 18 世紀の社会にも無批判に適用されている²。第二の問題点に、「貴族領主とそれに協力するユダヤ人は、農民を搾取しているために衰退して当然である」という研究者に共有されてきた前提がある³。この意識は従来の研究を方向付けてき

¹ K. Ślusarek, "Bevölkerung und Wirtschaft Galiziens im Jahre 1773", in Ch. Augustynowicz und A. Kappeler (Hg.), *Die galizische Grenze 1772-1867: Kommunikation oder Isolation?*, Wien, 2007, S. 69. 1773 年の徴兵用の住民調査による数字で、もっとも少なく見積もられたもののひとつ。R. Mahler, *A History of Modern Jewry, 1780-1815*, New York, 1971, p. 315 によると、ユダヤ人人口は登録逃れを含めると併合時点で 20 万人はいたという。

² 農村住民の領主やユダヤ人に対する反感は 18 世紀にも当然見られるが、それが 19 世紀と同じ意味で、「搾取されるウクライナ人農民」という像を描く根拠になるとはいえない。また、研究者の側にあるマルクス主義史観が、好んでその種の闘争を見ようとしていたことも特徴として挙げられる。

³ このような見方は領主やユダヤ人のあり方の定式化をとまなう。抑圧的で強権的な領主とそれにへつらうユダヤ人というイメージはその典型例であり、ユダヤ人側に受容されると、領主の恣意的な支配の犠牲者であるユダヤ人という変形となる。

た。ポーランド・ユダヤ史においてもこの傾向は、「ユダヤ人共同体衰退」説に表れている。ポーランド史学における反貴族史観が、貴族領主を没落すべく運命づけていたのに呼応するかたちで、領主に協力するユダヤ人の社会的立場は領主との共犯関係とみなされ、領主に便宜を図る少数の有力なユダヤ人が支配するユダヤ人共同体は、同様に衰退すべきものとされた⁴。「ユダヤ人共同体衰退」説は 18 世紀のポーランド・ユダヤ人社会について議論された事柄であるが、18 世紀末のガリツィアについても適用された。その際、ポーランド分割直後のガリツィアに対してヨーゼフ 2 世が行った政策は、ユダヤ人社会の衰退を加速させたとされ、領主とともに没落していくユダヤ人という大きな歴史の流れのなかに位置づけられた⁵。第三に、ガリツィアの貧困化とユダヤ人の貧困化を同等にみなすという問題がある。19 世紀後半以降ガリツィアは大量の移民を流出させることになるが、そのなかには多くのユダヤ人が含まれていた⁶。そのため、ガリツィアと貧困、ユダヤ人問題の間には因果関係があると考えられた。つまり、ガリツィア社会全体の貧困や後進性という問題は、ユダヤ人共同体が腐敗し、ユダヤ人が貧困化したためだと説明される。そしてヨーゼフ 2 世期はこの流れへと連なる前史とされ、ユダヤ人社会がどのように破壊され、貧困化するのかという考察の対象とされた。

他方でヨーゼフ 2 世研究の関心は、皇帝の啓蒙思想と実際の政策の関係に集中している。従来は改革における啓蒙的な理想主義と実状を無視した急進性が強調されていたのに対し、1980 年代以降ヨーゼフ 2 世はより現実的な意図をもって政策を決定したという修正がなされた⁷。またヨーゼフ 2 世の改革が主に教会改革の側面から論ぜられてきたことが指摘され、法的側面や社会経済的側面の改革に視野を広げることが主張されたが、基本的な関心はやはりヨーゼフ 2 世の思想と政策の関係にある⁸。上述のようにヨーゼフ 2 世の政策の実態を分析することが限られた範囲で行われてきたことに加え、彼のユダヤ人への「寛容」政策を扱ったものは少ない⁹。これはヨーゼフ 2 世のユダヤ人「解放」は実質的な効果が少なく、「解放」として評価できる点はあまりないと考えられているためである。しかしユダヤ人解放へのヨーゼフ 2 世の意図とそれが実現したか否かという点のみに注目するのではなく、ガリツィア・ユダヤ人に対し実際にどのような影響があ

⁴ G. D. Hundert, *Jews in Poland-Lithuania in the Eighteenth Century: A Genealogy of Modernity*, Berkeley, 2004, pp. 99-118.

⁵ Mahler, *op. cit.*, pp. 328-329. マーラーは、郡当局・徴税人による抑圧、皇帝やその役人の不当な扱いによってユダヤ人は厳しい状況に置かれ、アレンダ、アルコール製造販売業からの排除によって貧困化したと主張する。

⁶ 野村真理「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏—ヨーゼフ時代を中心に—」『金沢大学経済学部論集』（以下『金沢大・経済』と略称）23-1、2002 年、115~148 頁。同「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏—ヨーゼフ時代を中心に—（続）」『金沢大・経済』23-2、2003 年、185~217 頁では、アメリカに移住した貧しいユダヤ人移民の故郷として、経済的に破綻したガリツィア・ユダヤ人社会が論ぜられる。

⁷ D. Beales, *Joseph II: In the Shadow of Maria Theresa, 1741-1780*, vol.1, Cambridge, 1987.

⁸ S. T. Myovich, "Josephism at its Boundaries: Nobles, Peasants, Priests, and Jews in Galicia, 1772-1790", Ph.D. dissertation, Indiana University, 1994. この論文ではヨーゼフ 2 世のガリツィア政策が、改革のひとつの絶頂として扱われている。中心は思想と政策の分析にある。

⁹ ユダヤ教徒を含め、宗教的マイノリティーに対するヨーゼフ 2 世の政策を論じたものに、J. Karniel, *Die Toleranzpolitik Kaiser Josephs II.* (以下 *Die Toleranzpolitik* と略称), Gerlingen, 1985. がある。

ったかを考えるならば、ヨーゼフ 2 世のユダヤ人政策をより詳細に分析する必要がある。

ポーランド・ユダヤ史研究においてイデオロギー的な前提から離れた研究成果が発表され始めるのは、ようやく 1980 年代末になってからである。すなわちこの時期に、ポーランド貴族領主の所領研究により、領主—ユダヤ人関係の社会経済的な分析が進んだ¹⁰。これらの研究から明らかになったのは、ユダヤ人はそれまで考えられていたように貴族領主に従属し、その支配機構の歯車の一部に過ぎなかったのではなく、独自の意図や目的をもって活動し、有利な条件を求めて日常的に領主と交渉していたという事実である。これらの研究は 18 世紀末のガリツィア社会でユダヤ人が果たした役割を分析する上でも、有意義な視点を提供すると考えられる。なぜなら、ユダヤ人を社会から排除されるべき搾取者だととらえるのではなく、彼らが社会を構築しその秩序を維持するのに果たした機能に注目することが可能になるからである¹¹。

本稿の目的は、ヨーゼフ 2 世の政策がユダヤ人社会にどのような変化を与えたのか、従来言われてきたヨーゼフ 2 世によってユダヤ人社会は破壊されたという主張は妥当なのか¹²、を論ずることである。そこで、ユダヤ人の仲介者としての役割に着目し、政府当局—ユダヤ人関係と領主—ユダヤ人関係に対するヨーゼフ 2 世の政策とその実際の影響を分析する。以下で取り上げる、ユダヤ人自治組織の改編、ユダヤ人へのドイツ語教育、領主の独占権の請負からのユダヤ人の排除という 3 つの論点は、ガリツィア・ユダヤ人社会構造の特徴を反映しており、ユダヤ人研究の基本であるユダヤ人と他の権威との関係を考察するうえで重要である。初めに第 1 章ではガリツィア社会構造を概観する。第 2 章ではヨーゼフ 2 世期のユダヤ人政策を、最後に第 3 章ではヨーゼフ 2 世以後の変化を論ずる。

1. ガリツィアのユダヤ人社会

(1) ポーランドのユダヤ人の歴史

ポーランドにおいて初めてユダヤ人に特権が授与されたのは、13 世紀のボレスワフ公の時代である。これ以降、アシュケナジ系ユダヤ人がポーランドに定住するようになる。1569 年のル布林合同によって同君連合であったポーランド王国とリトアニア大公国が制度的に統合されるのに伴い、ウクライナ地方がポーランドに編入されると、貴族領主によってポーランド王国南東部の開発が進んだ。領主はウクライナで輸出用穀物を生産し、領地に都市を新設していく。新設の私領都市は経済的観点からも住民流入を奨励し、多くのユダヤ人の東部への移住が起こった。ダンツィヒ経由でのバルト海穀物輸出

¹⁰ M. J. Rosman, *The Lords' Jews: Magnate-Jewish Relations in the Polish-Lithuanian Commonwealth during the Eighteenth Century* (以下 *The Lords' Jews* と略称), Cambridge Mass., 1990; Hundert, *Jews in a Polish Private Town: The Case of Opatów in the Eighteenth Century*, Baltimore, 1992.

¹¹ これに関連して、19・20 世紀についてもユダヤ人共同体の持続性と強固さが示唆されるようになってきている。Cf. I. Bartal, *The Jews of Eastern Europe, 1772-1881*, Philadelphia, 2005.

¹² 野村「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏(続)」『金沢大・経済』23-2、2003 年、216 頁には、「……オーストリア併合後に始まるガリツィアの近代化がユダヤ人の伝統的な生活基盤を破壊したにも関わらず、19 世紀後半のガリツィアが、ユダヤ人に対して新たな生活の糧を提供することができなかった……」とある。ただし引用の後半部分については、19 世紀後半はこの論文の主要テーマではなく、本稿の対象からはずれる。

は、17 世紀初頭に最盛期をむかえ西ヨーロッパに大量のポーランド産穀物を供給したが、世紀半ばには戦乱や市場変化によって急速に衰退した¹³。そのため 18 世紀になると穀物からのアルコール製造とその現地での販売が、領主収入にとって圧倒的に重要な位置を占めるようになる¹⁴。そして領地でアルコール製造販売を請け負った大部分は、ユダヤ人住民であった。

(2) ガリツィア農村社会の構造

近世農村社会の構造を概観するにあたって、ポーランド人貴族領主、ユダヤ人、ウクライナ人農村住民という三層構造を想定することができる¹⁵。これらの集団は第一に宗教・言語の点で異なっていた。

ポーランド人はカトリックでポーランド語を使用した。貴族はシュラフタと呼ばれ、国政への参政権をもち、ポーランド分割以前人口の一割を占めた。彼らのうちで政治的・経済的に最も有力な大貴族は特にマグナートと呼ばれる。マグナートの広大な所領は各地に分散しており、直営地経営のために管理人が派遣された¹⁶。管理人の職務は、領主の代理として法令発布・裁判を執り行い、領内の農業・商業を監督することであった。さらに領主の直営地は農業生産の中心であり、大規模輸出は領主が主導して行われた¹⁷。

ユダヤ人はイディッシュ語を日常的に使用し、ゲマインデと呼ばれるユダヤ人共同体に所属した。1773 年にはガリツィアに 180 から 190 のゲマインデがあったとされる¹⁸。ゲマインデは成員に対し、行政・司法・立法・教育・徴税に関する事柄を監督した。ゲマインデはユダヤ人を領主や他のキリスト教徒住民に対し保護・支援すると同時に、ユダヤ人成員の経済活動を統制した。ゲマインデは領主や都市住民とユダヤ人の商業取引を監視したが、逆に領主は有力なユダヤ人を通じてゲマインデに影響力を及ぼし、さまざまな契約に際し連帯責任を負わせた¹⁹。ガリツィア全体ではユダヤ人の 7 割は都市に居住していたが、東部に限ると農村居住者は 43 パーセントまで上昇する²⁰。加えて、ヴ

¹³ A. Podraza, "Jews and the Village in Polish Commonwealth", in A. Polonsky, J. Basista and A. Link-Lenczowski (eds.), *The Jews in Old Poland 1000-1795*, London, 1993, p. 317. ダンツィヒとプロイセンの港からの穀物輸出货量は 1618 年最大となり、12 万 9000 ラストだった。こののち 17 世紀半ばにかけて輸出货量は減少し、1656 年には 1 万 1000 ラストまで落ち込んだ。

¹⁴ *Ibid.*, p. 319. アルコールと製粉に関する独占による領主の収入は、1565 年は 5.4 パーセント、1629 年は 9 パーセント、1664 年は 6.7 パーセントだが、1789 年には 39.3 パーセント。

¹⁵ 18 世紀末については、のちにウクライナ人として呼ばれるようになる集団をルテニア人と表記することもあるが、ここではウクライナ人で統一した。

¹⁶ Rosman, *The Lords' Jews*, Cambridge Mass., 1990, pp. 143-144. 直営地の管理には、没落し土地を失ったシュラフタが供給された。この役割へのユダヤ人の関与は目立ったものではない。

¹⁷ *Ibid.*, pp. 89-91. 輸出用の穀物、皮革、木材などは、ガリツィアからサン河、ヴィスワ河を通過してダンツィヒに輸送された。これは春ごとに船団を組んで行われ、スプワフ (Spiaw) と呼ばれ、マグナートに独占されていた。商人たちはマグナートに料金を払い、船に同乗することでスプワフに参加した。

¹⁸ F. A. J. Szabo, "Austrian First Impressions of Ethnic Relations in Galicia: The Case of Governor Anton von Pergen", in I. Bartal and A. Polonsky (eds.), *Polin, Focusing on Galicia: Jews, Poles, and Ukrainians 1772-1918*, London, vol. 12, 1999, p. 53.

¹⁹ Rosman, *The Lords' Jews*, Cambridge Mass., 1990, pp. 190f.

²⁰ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 283.

イスワ河以東の東部諸県ほど、住民全体に占めるユダヤ人の人口比は高率だった²¹。ユダヤ人の多くは商業を生業とし、特に小規模の地域的商業を担っていた²²。ユダヤ人経営の居酒屋は住民生活の拠点のひとつであり、宿泊所、食料品店、日用品店を兼ねていた²³。ユダヤ人は地域的商業によって都市と農村の生産物を取引して双方の需要を満たすと同時に、居酒屋では領主が専売するアルコールを、アレンダを通し農村住民に供給した²⁴。

ウクライナ人が大部分を占めた農村住民は、合同教会の信徒でウクライナ語を使用した。彼らはもっぱらポーランド人領主の下で農業に従事し、商業や手工業の技術はほとんど持たなかった。ウクライナ人内部では少数の聖職者たちのみが、ウクライナ人農民の求心力となり指導する立場にあったが、その社会的影響力は弱かった²⁵。

このように、ガリツィアでは宗教・言語によって区別される集団が、社会的・経済的な役割の違う集団と重なり合い、独自の社会構造を形づくっていた。ユダヤ人はそのなかで、領主と農村住民また都市と農村を結ぶ役割を果たしていた。

(3) アレンダとユダヤ人

アレンダとは領主が領内で独占する諸々の権利を、領主と契約を結んだ者が請負うことである。アレンダという語は、賃貸借を意味するラテン語系のポーランド語が起源であり、契約を結んだ者はアレンダールと呼ばれる²⁶。アレンダールの大部分はユダヤ人が占め、農村において住民が抱くユダヤ人イメージの典型例であった。アレンダ契約が対象とするのは、領主が保有するあらゆる独占権である。それには、穀物・縮絨した毛織物・鞣革・製材所・製粉所の管理権、通行税・酒税・市場税・営業税の徴収権、養魚池・岩塩坑の経営権、タバコ・乳製品の販売権、そして特に収入の規模から重要であったアルコールの製造販売権などが含まれる²⁷。契約は1年から3年を期限として締結され、アレンダールによる賃借料の支払いは四半期ごとに行われた。

16世紀以降、ポーランド南東部ウクライナ地方の開発が進展すると、領主は広範囲に分散する所領の経営のために、アレンダを利用するようになった。この制度の領主にとっての利点は、第一に、領地経営の負担を軽減したこと、第二に、賃貸料として現金収入が保障されていること、それに付随して、天候や市場の状況によるリスクを免れ得た

²¹ Podraza, *op. cit.*, p. 309.

²² 生業の割合は、商業 33 パーセント、アレンダ 25 パーセント、手工業 20 パーセントである。Karniel, *Die Toleranzpolitik, Gerlingen*, 1985, S. 283. ユダヤ人の手工業について、1806年のガリツィアの都市プロディでは次のものが確認できる。旋盤工、銅細工師、馬具修理人、鋳掛け屋、塗装工、金細工師、ボイラー製造人、時計職人、大工、木工職人、スズ細工師。Mahler, *A History of Modern Jewry, 1780-1815*, New York, 1971, pp. 320f.

²³ Rosman, *The Lords' Jews*, Cambridge Mass., 1990, p. 114.

²⁴ ユダヤ人は副業として領主のために特別な品物や食料を調達し、彼らの代理として土地の売買交渉を行うなどした。この役割はファクトールと呼ばれる。Ibid., pp. 146f.

²⁵ 合同教会の聖職者は、19世紀にはウクライナ・ナショナリズムの初期の担い手となっていく。

²⁶ Ibid., p. 110. ポーランド語には賃貸借という意味の別の語ジェルジャヴァ (dzierzawa) がある。狭義には、アレンダが領主の独占権の賃貸借を意味するのに対し、この語は不動産(村、町、特定の地域)の賃貸借の意に用いられた。ジェルジャヴァでは主に、没落し土地を手放した貴族が賃借人となった。

²⁷ Ibid., p. 115.

ことである²⁸。逆に欠点は、市場変化による利益がアレンダールの利益となること、アレンダールが短期間の契約期限を前提に、関係施設や農民を酷使することであった²⁹。

アレンダ契約は主に、領主が一定の地域内の独占権をすべて総アレンダールに賃貸し、それがさらに子アレンダールに分割賃貸されるという形態を取った。総アレンダールはゲマインデの有力者である富裕な商人やゲマインデ自体が占めた。彼らは領主から住居・土地・菜園・牧草地・使用人などを与えられ、領主に対して、契約に関連する設備の維持・管理、子アレンダールの監督、収支報告の義務を負った³⁰。総アレンダールが領主との交渉権をもち、富を蓄える手段をもっていたことと比べると、賃借料分以上の収入はほとんど期待できない大多数の子アレンダールの地位は格段に低かった³¹。

以上のようなアレンダは、ヨーゼフ 2 世期の改革の主要な対象となる。中央政府の目にはアレンダはガリツィア社会の害悪と映ったためである。つまりアレンダは農民から利益を収奪するにも関わらず、それに従事するユダヤ人の大部分も貧しく、ガリツィアの経済状況を改善する際の障害となっていると考えられた。さらに改革において農民がハプスブルク帝国の基礎と位置づけられ、農民の法的地位の向上、農業の奨励が進められるなかで、大量のユダヤ人アレンダールの存在はこの基本方針と相容れないものだった。

2. ヨーゼフ 2 世期のガリツィア・ユダヤ人政策

(1) ハプスブルク帝国の改革とユダヤ人への対応

ハプスブルク帝国は、18 世紀半ばから中央集権化、近代化を目指し、行政機構の整備、軍制改革、司法改革、教会組織の改革、教育改革、農業改革に着手した。中央政府機構が改編され、枢密院 (Staatsrat)、合同宮廷政庁 (Vereinigte Hofkanzlei) が創設された³²。中央政府への権力集中にともなって地方組織も再編成され、各州に州政庁 (Gubernium)、州の下位区分としての郡 (Kreis) に郡庁 (Kreisamt) が設置され、都市や私領を管理下に置いた。ガリツィアにおいても、ポーランド統治下の複数の県が統廃合されてガリツィア州となり、行政機構が再編された。ウィーンのカリツィア担当部局を頂点に、州政庁が州都レンベルクに、さらにその下に、郡庁が州内の 18 郡の中心都市に設置された³³。地域の行政・司法に関する事柄は基本的に郡ごとに行われ、郡長官 (Kreishauptmann) が監督した。行政組織の改革に加え政府は、農民の賦役労働の制限³⁴や、初等学校教育の普及などの施策を行った³⁵。

²⁸ *Ibid.*, pp. 107-109.

²⁹ *Ibid.*, p. 109.

³⁰ *Ibid.*, pp. 116f.

³¹ 野村真理「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏」『金沢大・経済』23-1、2002 年、126 頁。

³² Ch. Ingrao, *The Habsburg Monarchy 1618-1815*, Cambridge, 1994, 2000, p. 179. 行政組織の改編については以下。倉田稔「ハプスブルク帝国と重商主義—マリア・テレジアとヨーゼフ 2 世の経済政策—」『三田学会雑誌』71-5、1978 年、193~194 頁。田熊文雄「十八世紀オーストリアにおける国制改革」『西洋史学』99、1975 年、49~52 頁。エーリヒ・ツェルナー、リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』彩流社、2000 年、394~395 頁。

³³ Szabo, *op. cit.*..., pp. 49f.

³⁴ Ingrao, *op. cit.*..., pp. 185-187. Robotpatent と呼ばれ、貴族領主に対して農民が行う賦役労働を週何日までとするか定めた。

³⁵ *Ibid.*, p. 191. 1980 年代に帝国内には 6000 校の学校があり、生徒は 20 万人に上った。

これらの改革の一環としてユダヤ人政策は進められたが、その際ガリツィアに関して注目される法令が3点ある。1776年7月16日付『ガリツィア・ロドメリア王国の全ユダヤ人に対する一般法令（以下『ユダヤ人に対する一般法令』と略称）』（Allgemeine Ordnung für die gesamte Judenschaft der Königreiche Galizien und Lodomerien）、1785年5月27日付『ガリツィアにおけるユダヤ人規定（以下『ユダヤ人規定』と略称）』（Judensystem in Galizien）³⁶、1789年5月7日付『勅令』（Patent）³⁷の3点であり、1789年『勅令』が寛容令と呼ばれるものである。

1776年の『ユダヤ人に対する一般法令』はマリア・テレジアとヨーゼフ2世の共同統治時代に発布されており、ユダヤ人を依然として行政・司法の面で別個の集団として扱っている。他方で後の1785年『ユダヤ人規定』と1789年『勅令』はヨーゼフの単独統治期に公布され、方針にも変化が見られる。1776年法令ではユダヤ人を特別に寛容された集団とするのに対し、1785年以降はユダヤ人の独自の行政権・司法権を廃止し、プロテスタント、のちにはカトリックとの同権が目指された³⁸。

ヨーゼフ2世は1781年5月13日付でユダヤ人政策に関する覚書を残しており、ここから皇帝の意図をうかがうことができる。まず、寛容令は「ユダヤ人を国家にとって有用にするため」発布されるものであった³⁹。この目的のために挙げられる方法は、ユダヤ人を教育し、宗教的知識やヘブライ語以外の言語、世俗的な知識を習得させ、高等教育の門戸を開放すること、職業制限を緩和し特に農業を奨励すること、差別的な徽章を廃止すること、である⁴⁰。これをふまえて以下の二勅令は公布された。1785年の『ユダヤ人規定』は仮勅令という副題をもち、1789年『勅令』の三分の一ほどの分量である点からも、その予備的な性格が指摘できる。『ユダヤ人規定』では土地購入が許可され、経済活動の自由が保障された⁴¹。1789年『勅令』ではそれまでの諸法令を総括し、職業制限の廃止・ツンプト加入の許可・不動産取得の許可・市参事会の公職の開放・学位取得の許可などが宣言され、ヨーゼフ2世のユダヤ人政策の到達点となった⁴²。

(2) ユダヤ人社会のハプスブルク帝国への統合

ヨーゼフ2世によるユダヤ人社会のハプスブルク帝国への統合という観点で指標となるのが、ユダヤ人共同体の自治組織の改編とドイツ語教育校（deutsche Schule）の設置に

³⁶ Karniel, "Das Toleranzpatent Kaiser Josephs II für die Juden Galiziens und Lodomeriens" (以下"Das Toleranzpatent"と略称), *Jahrbuch des Instituts für deutsche Geschichte* (以下 *JIDG* と略称) 11, 1982, S. 72-74.

³⁷ Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 75-89.

³⁸ Myovich, *op. cit.*, pp. 246f.

³⁹ A.F. Pribram, *Urkunden und Akten zur Geschichte der Juden in Wien*, Wien, 1910, S. 440. 「有用」という語は、ヨーゼフ2世期の改革のなかでしばしば用いられるが、政策の意図をこれのみで説明することはできず、語の意味そのものについても検討が必要である。

⁴⁰ 野村真理「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏（続）」『金沢大・経済』23-2、2003年、197頁。

⁴¹ Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 59f.

⁴² 第1章で、宗教的自由、第2章でドイツ語教育校の設置を定める。第3章でゲマインデについて、ユダヤ人はガリツィアで141、プロヴィナで2のゲマインデに配分される。ユダヤ人はキリスト教徒と共通の地域の共同体に属し選挙権をもつと共に、ユダヤ人共同体に属す。第4章では住民の諸問題、第5章で職業制限の廃止、第6章でオーストリア当局の行政・司法の管理下にあることが確認される。第7章では、徴兵義務、保護税・清浄肉税の納入が規定される。

関する政策である。

ヨーゼフ 2 世期に上述の 3 点の法令によって、自治組織には制限が加えられ、改編されていった。制限が加えられる以前に自治を行っていたのは、20 人の役員からなるカハル⁴³というゲマインデ内の組織である。さらにラビも宗教や家族生活、経済活動など、ユダヤ人成員の生活全般にわたって、監督・統制を行った。1776 年『ユダヤ人に対する一般法令』によって、ガリツィアのゲマインデを総轄するユダヤ人総務局 (Generaldirektion der Juden) が州都レンベルクに創設された。この組織の役割は国家による課税の各ゲマインデへの割当て、徴税、裁判であった。組織は 1 名の終身の州ラビ (Landesrabin)、6 名の州長老 (Landesältesten)、6 名の郡長老 (Kreisältesten) から構成され、州長老と郡長老は 6 年ごとにゲマインデの選挙において選出された⁴⁴。しかし事実上カハルの役員やユダヤ人総務局のラビや長老は、オーストリア当局によって任命されていた⁴⁵。

ユダヤ人総務局は、1785 年『ユダヤ人規定』によって廃止された。したがって、ゲマインデとユダヤ人個人が当事者となる裁判はすべて、オーストリア当局の管轄となる。カハル役員はゲマインデ内の選挙によって候補者が 6 名選出され、郡庁がそのうち 3 名を任命するという方式がとられた⁴⁶。カハルの権限は秩序維持・社会福祉・宗教・ゲマインデ内部の徴税に限定される⁴⁷。1789 年『勅令』では、地方当局の監督下でのカハル役員選出方法が規定され、当局が行政上・司法上ユダヤ人を管轄することが確認された⁴⁸。以上の法令により、役員の任命権と独自の司法権の廃止、徴税権の制限が決定され、ゲマインデの自治は大幅に縮小された。

ドイツ語教育校の設置は 1789 年『勅令』に表れる⁴⁹。実際にはそれ以前から、ガリツィアへのドイツ語普及政策は進行していた。1784 年の言語令は官庁や高等教育機関でのドイツ語公用語化を決定した。1785 年『ユダヤ人規定』ではユダヤ人に対し、ドイツ語かポーランド語で帳簿を記載することが定められ、1787 年にはドイツ語式の姓名の届け出が義務付けられた⁵⁰。

1789 年『勅令』ではドイツ語を定着させる方針が、より包括的な学校設置の政策へと進んだ。ドイツ語教育校ではドイツ語の読み書きと算数が教育され、ユダヤ人が世俗知識を習得することが目指された。ドイツ語教育修了証明は、ラビやカハル役員への就任・結婚・ユダヤ教のタルムード学校入学の際に必要とされた。ドイツ語教育を修了せずに

⁴³ カハルは共同体全体を指す場合と中心となる組織を指す場合があり、ここでは後者の意味で使用する。

⁴⁴ S. Grodziski, "The Jewish Question in Galicia: The Reforms of Maria Theresa and Joseph II, 1772-1790", in Bartal and Polonsky (eds.), *Polin, Focusing on Galicia: Jews, Poles, and Ukrainians 1772-1918*, London, vol. 12, 1999, p. 67.

⁴⁵ R. Mahler, *A History of Modern Jewry, 1780-1815*, New York, 1971, pp. 324f.

⁴⁶ Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 72.

⁴⁷ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 441f.

⁴⁸ Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 83f.

⁴⁹ Mahler, *op. cit.*, p.333. 1788 年すでにガリツィアにはレンベルクの 2 校を含む 48 校のドイツ語教育校があったが、1792 年になると 100 校に達した。

⁵⁰ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 450. ユダヤ人の徴兵登録や法廷記録などの事務処理を確実に行うためという意図があったとされる。

タルムード学校に入学した違反者に対しては、1789年『勅令』において、郡庁が監督し、本人・その戸主・タルムード学校の教師に3日間の禁固刑を定めた⁵¹。

しかしドイツ語教育校がゲマインデで受容されるには物理的・心理的な抵抗があった。第一に、学校の設立・維持費用と教師の給与はゲマインデの予算とユダヤ人特別税から支払われねばならず、ゲマインデにとっては大きな負担となった。第二に、ボヘミアやドイツから派遣されたユダヤ人教師の多くがユダヤ人の世俗教育を奨励し、非ユダヤ人社会への進出をユダヤ人の向上とみなしたことは、ガリツィアのユダヤ人社会の生活や価値観とは相容れなかった。第三に、ドイツ語教育校の推進者が、ユダヤ人特別税の汚職に関与していたことが判明し、ドイツ語教育校への不信が募った⁵²。

中央政府が諸州に対して進めるハプスブルク帝国への統合が、ガリツィアのユダヤ人社会に対しては、ゲマインデの自治特権の制限、ドイツ語教育校設置という政策となって表れた。しかし政府が進める改革はユダヤ人に限らずガリツィア社会からの抵抗を受け、第3章で見るように修正せざるをえなくなっていく。

(3) ユダヤ人のアレンダからの排除

アレンダはポーランド分割以前から、市当局や聖職者の批判の対象となっていたが⁵³、特にアルコール製造販売に関して、ハプスブルク帝国においても分割直後から対策が講じられた。農村住民の飲酒癖が重大な問題とみなされ、1772年、1775年、1777年に、居酒屋が3ズウォティ⁵⁴以上の火酒の掛け売りをすることが禁止された⁵⁵。このような農民問題への政府の注目は、アレンダからのユダヤ人排除のひとつの要因となっていく。

1783年には貴族とレンベルクの代表からなるガリツィア議会が、中央政府に対して、ユダヤ人をアルコール製造販売とアレンダから排除することを提案した。この背景として第一に、貴族が政府が進める貴族特権の制限に危機感を抱いていたこと⁵⁶、第二に、領主自身この時期に所領経営の合理化に着手していたこと⁵⁷、が挙げられる。

⁵¹ ユダヤ人の教育はゲマインデごとに組織されていた。学校には三段階あり、初等教育はヘデル (Cheder)、次にイエシヴァー (Jeschiwa)、最後に高等イエシヴァーとなる。ここではヘブライ語や宗教的知識が教授された。ゲマインデは3才から13才までの子供を学校に通わせることを義務付けていた。Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 284.

⁵² Mahler, *op. cit.*, p. 338.

⁵³ Hundert, *Jews in Poland-Lithuania in the Eighteenth Century: A Genealogy of Modernity*, Berkeley, 2004, p. 42, p. 62.

⁵⁴ ズウォティはポーランドで通用していた貨幣単位である。4ズウォティがオーストリアの1グロデンに相当する。貨幣価値に関して例を挙げると、週2ズウォティ以上の納税がカハルでの参政権の条件だったが、18世紀には条件を満たす成人男性は平均して10パーセント前後だった。Hundert, *Jews in a Polish Private Town: The Case of Opatów in the Eighteenth Century*, Baltimore, 1992, p. 78.

⁵⁵ 慣習的にこの地域では、現金をほとんどもたない農村住民は財産を担保にアルコールを消費していた。野村「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏(続)」『金沢大・経済』23-2、2003年、188頁 (R. Rosdolsky, *Untertan und Staat in Galizien*, Mainz, 1992, S. 18. から)。

⁵⁶ Mahler, *op. cit.*, p. 326. ユダヤ人をスケープゴートにして、政府が進める貴族特権の剥奪を防ぐねらいがあったとも言われるが、分析は不十分である。

⁵⁷ Hundert, *Jews in Poland-Lithuania in the Eighteenth Century: A Genealogy of Modernity*, Berkeley, 2004, p. 38. 実際には領主経営がアレンダ収入に依存していた点を考慮すると、合理化の実質的内容、実際上の可能性については、具体例の検討が必要である。

同年ガリツィア視察旅行に赴いたヨーゼフ 2 世の側近マルゲリクは、ガリツィア議会の提案を検討している。この懸案について、ガリツィア州の 18 郡長官の見解は以下のようなものだった。8 名はアレンダからのユダヤ人排除に賛成、5 名は条件付賛成、5 名は反対である⁵⁸。反対は経済的理由からなされ、帝国の財政・州の経済発展を考慮するとユダヤ人排除は不相当であるというものであった。さらに貴族の領地経営への打撃を 18 名とも危惧していた。マルゲリクは郡長官らの意見をウィーンに伝達し、1784 年政府はユダヤ人をアレンダから排除する法令を發布するに至る。

1784 年 2 月 9 日付勅令は貴族に対し、ユダヤ人をビールや蜂蜜酒の醸造所と居酒屋のアレンダから排除するよう命じた⁵⁹。同年 11 月 5 日ガリツィア州政庁から公布された命令は、ユダヤ人が都市および農村において公共施設・宿泊所・蒸留所・醸造所・ワイン醸造所を賃借することを禁止した。法令發布以前からユダヤ人が経営し、営業している居酒屋に関しては、小さな町でのみアルコール販売が許可された⁶⁰。二ヵ月後 1785 年 1 月 24 日の勅令では、土地・製粉所・通行税の徴収など、アレンダ全般が禁じられた⁶¹。

1789 年『勅令』では、第 31 項でユダヤ人に、あらゆる生業を許可している⁶²が、続く第 32 項では、例外として「有用なためゆめぬ努力を奨励するよりも無為を助長するすべてのアレンダ」を挙げている⁶³。アレンダからのユダヤ人排除は郡庁によって監督され、ユダヤ人の違反者は身体刑を、使用者である領主は賃貸料に相当する罰金を科された。第 33 項では、1784 年 11 月 5 日の法令を確認し、賃借でない居酒屋の経営を許可するとともに、経営者の死亡・廃業の場合には経営権を相続することは出来ないと定めた。禁止されるアレンダの具体的な対象は、農民の土地、製粉所、領主や教会の十分の一税、市場税・営業税・放牧地税・道路税・舗装路税の徴収である。一方で、ユダヤ人自身が耕作するならば、領主の土地の賃借、その土地に属する独占権のアレンダが許可された。ユダヤ人に許された生業として、手工業、小売店、許可されたアレンダ、あらゆる品目を含む商業取引が挙げられた。

アレンダの議論に関して特徴的なことは、ヨーゼフ 2 世を中心とする中央政府の方針と現地すなわちガリツィア地方当局の考えが一致していなかったという点である。原因として、中央政府がガリツィアの実状を把握していなかった点、それに関連して、ヨーゼフ 2 世の目指すユダヤ人の社会経済的役割の改変が、政府高官や現地の役人の賛同を得られなかった点が挙げられる。つまりヨーゼフ 2 世の考えでは、ユダヤ人をアレンダから排除することで代わりに農業を奨励し、農業生産の向上を目指すことは改革における重要な計画であった。しかしそれはガリツィア地方当局にとっては現実味を持ち得なかった⁶⁴。その理由としてアレンダに 10 万人のユダヤ人が関与していたといわれ⁶⁵、そ

⁵⁸ Mahler, *op. cit.*..., p. 326. 条件付賛成の郡長官は段階的なユダヤ人の排除を求めた。

⁵⁹ 野村真理「ガリツィア・ユダヤ人の窮乏（続）」『金沢大・経済』23-2、2003 年、188 頁。

⁶⁰ Mahler, *op. cit.*..., p. 327.

⁶¹ *Ibid.*, p. 327.

⁶² Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 81.

⁶³ *Ebd.*, S. 82. 「勤労精神、勤勉さが他の職業で彼ら[ユダヤ人：著者注]に浸透するまで」アレンダを禁止するとし、あいまいな表現ながらアレンダが再開される可能性を示唆している点は興味深い。

⁶⁴ ユダヤ人を農業に従事させることは、帝国の基盤となる臣民の育成、帝国西部へのユダヤ人流

れに替わりうる担い手がガリツィアにはいなかったこと、さらに、領主の裁量に任された領地内の行政に関して、ユダヤ人のアレンダールを排除するために当局が介入することは難しかったことが指摘できる。

ヨーゼフ 2 世は帝国統治の改革とりわけガリツィアを含めた帝国統合の一環として、以上に見てきたようなユダヤ人政策をとった。自治組織の改編・ドイツ語教育校の設置には、ユダヤ人をハプスブルク帝国へ統合する意図が見てとれる。さらにヨーゼフ 2 世はユダヤ人をアレンダから排除することによって、ユダヤ人の生業ひいてはガリツィアにおける役割を変えようとした。これはまた、ガリツィアの社会構造自体を改変する試みでもあった。しかしこれらの政策とガリツィア・ユダヤ人社会の実状との不一致、地方当局の抵抗に加え、次章に述べるようなハプスブルク帝国をとりまく状況の変化は、ヨーゼフ 2 世期の一連の政策を修正することを余儀なくさせた。

3. 1790 年以後の変化

(1) 18 世紀末の戦乱とレオポルト 2 世

1790 年ヨーゼフ 2 世は改革の結果に不満を抱きながら死去し、弟レオポルト 2 世がその後を継いで即位した。このときハプスブルク帝国はロシアとの同盟関係から対トルコ戦争（1788-90）をバルカン半島で戦っていたが、これはプロイセンの介入を招き、レオポルト 2 世は内憂外患を抱えることになった。というのは、プロイセンはオスマン帝国と同盟を結び、さらにハプスブルク帝国内部の動揺を画策し、ネーデルラントやハンガリーの貴族の反抗を支援したからである。加えて 1789 年に勃発したフランス革命への反動により、ハプスブルク帝国では保守的な勢力の発言力が強まった。このような状況の下、皇帝は秩序維持を目指し帝国内の貴族を懐柔する政策に着手する。レオポルトはヨーゼフ 2 世の決定のうち抵抗が大きかった一部の勅令を撤回することになった⁶⁶。そしてユダヤ人政策も転換されていった。

(2) ユダヤ人統合の結果

ヨーゼフ 2 世の進めた自治組織への制限はレオポルト 2 世の治世以降変化する。ガリツィア東端の交易都市ブロディのゲマインデは、ラビ法廷を再び開催する許可を求め却下されたが、代わりに仲裁裁判所（Schiedsgericht）を開く許可を得た。ヨーゼフ 2 世の寛容令は引き続き効力をもっていたが、ゲマインデの司法権と部分的な自治は徐々に回復した⁶⁷。さらに 1810 年の勅令ではヨーゼフが禁止したラビによる破門が復活し、郡の首席ラビがオーストリア当局代表者の立会いの下、清浄肉税・ロウソク税の未納者に破

入の阻止という目的のためにも、ヨーゼフ 2 世にとって魅力的なプログラムだったが、ガリツィア州政庁はユダヤ人の農村への入植には非協力的で、入植希望者への援助や対応は不十分だった。ユダヤ人の入植運動は 1786 年に始まり、ヨーゼフ 2 世の死によって 1790 年放棄された。Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 469-472.

⁶⁵ Mahler, *op. cit.*, p. 328.

⁶⁶ Ingraio, *op. cit.*, p. 211. レオポルト 2 世が撤回したのは、農民の納税義務の上限を 3 割にする勅令、賦役の現物代替、国家による一般神学校などだった。農民の人身上の自由、宗教的寛容、教育・検閲制度の世俗化は維持された。

⁶⁷ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 528.

門を宣告する例が見られた。徴税への関与に加え、ゲマインデは成員の徴兵を監督した⁶⁸。

ドイツ語教育校は 1806 年に廃止され、ドイツ語教育校を修了したユダヤ人は少数に留まった⁶⁹。約 20 年でドイツ語教育校が廃止された契機について、1805 年に皇帝フランツ 1 世が教皇とコンコルダトを結び、初等教育がカトリックの管理下に戻されたこと、オーストリア当局によって学校教育の一元化が推進されたこと、を挙げることができる⁷⁰。さらにユダヤ人社会にドイツ語教育校への反感と不信が蔓延したことで、世俗教育を奨励するユダヤ人啓蒙主義者が、ガリツィアの安定に悪影響を与えると認識されるようになった。その結果政府は、タルムード学者・ハシディズム信者・ユダヤ人大衆らとより保守的な連携を結ぶようになる⁷¹。ここで注意すべき点は、ドイツ語教育校の廃止はドイツ語普及政策の転換を意味しないということである。こののちもドイツ語で帳簿を記すことが義務づけられ、ラビ職にはドイツ語能力の証明が求められた⁷²。

ヨーゼフ 2 世期に促進されたユダヤ人社会の帝国への統合は、レオポルト 2 世以降漸次緩和され、改められた。ゲマインデは自治特権を部分的に回復し、当局に対してユダヤ人集団の代表としての役割を務めた。ドイツ語教育校の計画は中断され、ゲマインデにはラビによる宗教教育の伝統が根強く残っていた。

(3) アレンダの公認

政府の方針は、貴族への譲歩によって秩序維持を目指すものであった。したがって、ガリツィアにおいては領主がユダヤ人アレンダールを雇うことが許可された。当局はこれによって、貴族のアレンダ収入に依存する領地経営の方法を容認し、ユダヤ人アレンダールに対してはヨーゼフ期以前の生活方法を保障したことになる。ユダヤ人のアルコール製造販売は事実上認められ⁷³、都市での居酒屋経営は法的に許可された⁷⁴。さらに 1789 年『勅令』第 25 項の「1790 年以降、農村に居住することは、農業か手工業によって生活しているユダヤ人にもみ許可される」という規定が廃止され⁷⁵、アレンダとアルコール製造販売が農村において許可された⁷⁶。

ユダヤ人のアレンダからの排除は中止された。アレンダからのユダヤ人排除は当初から実行を疑問視されていたため、これは当然の結果といえる。また同時に排除を撤回せざるを得なかったことは、ガリツィアの社会秩序が領主の社会経済的優越を基盤とし、ユダヤ人はそれを支えるひとつの重要な要素であったことを表している。

おわりに

13 世紀以降ポーランドに移り住んだユダヤ人は、ガリツィアの社会構造に、貴族領主と農村住民との仲介者として組み込まれていた。ガリツィアがハプスブルク帝国に併合

⁶⁸ Mahler, *op. cit.*..., p. 337.

⁶⁹ *Ibid.*, pp. 338f.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 339.

⁷¹ Bartal, *The Jews of Eastern Europe, 1772-1881*, Philadelphia, 2005, pp. 77f.

⁷² Mahler, *op. cit.*..., p. 339.

⁷³ *Ibid.*, pp. 339f.

⁷⁴ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 529.

⁷⁵ Karniel, "Das Toleranzpatent", *JIDG* 11, 1982, S. 80-81.

⁷⁶ Karniel, *Die Toleranzpolitik*, Gerlingen, 1985, S. 529.

されると、ヨーゼフ2世はハプスブルク帝国全体における中央集権化の流れの中でガリツィアの改革に着手し、ユダヤ人共同体自治の制限・ドイツ語教育校の設置・アレンダからのユダヤ人排除という施策を実行した。しかしヨーゼフ2世の死後、自治は回復され、ドイツ語教育校の試みは挫折し、アレンダは再度許可された。この背景にはガリツィアの3点の特徴があった。第一に、ガリツィアは広範なユダヤ人の自治組織が最も発達したポーランドの一部であり、自治組織がユダヤ人集団を監督し、それを代表する体制は強固だった。第二に、ガリツィアでは住民の大半はポーランド語やウクライナ語を使用しており、ユダヤ人へのドイツ語教育はユダヤ人と他の住民との関係にも影響を与え、簡単には進まなかった⁷⁷。第三に、主としてユダヤ人が担ったアレンダは、ガリツィア農村社会の構造を規定する重要な要素であり、アレンダからのユダヤ人排除は現地住民にとって有益ではなかった。

ヨーゼフ2世の政策が変更されたことは、ユダヤ人社会の当局への抵抗の表れという側面をもつとともに、他方で政府や現地の貴族にとって、ユダヤ人共同体とユダヤ人の役割がガリツィアの秩序維持に不可欠であった事実を反映している。したがって、ガリツィアのハプスブルク帝国への併合は、ヨーゼフ2世によるユダヤ人社会の破壊、その衰退の始まりを画すものではない。分割以前の社会秩序、ひいてはガリツィア社会を形づくるユダヤ人の役割は維持された。

⁷⁷ 中央ヨーロッパ全体を結びつけるドイツ的な要素、というものは最近注目を浴びている。ドイツ的要素は、ドイツ起源の都市や都市住民とはもちろん、ユダヤ人というファクターと切り離せない。Cf. 大津留厚編『中央ヨーロッパの可能性—揺れ動くその歴史と社会—』昭和堂、2006年。

『クリオ』21号正誤表

	誤	正
p.1, l.2	SUPPLANTING <u>SICIETIES</u> : A DYNAMIC ...	SUPPLANTING <u>SOCIETIES</u> : A DYNAMIC ...
p.38, n.7	(Osnabruck, 2000)	(Osnabrück: Universitätsverlag Rasch, 2000)
p.43, n.40	(Philadelphia, 1959)	(Philadelphia: Muhlenberg Press, 1959)
p.45, n.46	<i>Ibid.</i> , 4:120.	<i>Ibid.</i> , 4: 120.
p.47, n.57	... <i>Mary Quarter</i> 63	... <i>Mary Quarterly</i> 63
p.51, n.79	To Richard Jackson, ...	Franklin to Richard Jackson, ...
pp.54-64	<i>op. cip...</i>	<i>op. cit.</i>
p.58, n.35	1980年代に...	1780年代に...
p.74, n.28, l.1	...聖体会の規約 (1642年)聖体会 (1642年設立) の規約...
p.74, n.28, l.2	...篤信派: 聖体会...	...篤信派——聖体会...